

災害時に市民への復興まちづくりの助言

に関する協定書

災害時における市民への復興まちづくりの助言 に関する協定書

1. 甲は、市が、復興まちづくりの助言を行うことにより、市民の生活の安定を図るとともに、被災地の復興まちづくりの推進を図ることに努めることとする。

2. 甲は、市が、復興まちづくりの助言を行うことにより、市民の生活の安定を図るとともに、被災地の復興まちづくりの推進を図ることに努めることとする。

3. 甲が、第1項の協力を提供することができない場合は、災害が発生した日から静岡市議会に
主幹委員が被災地復興推進委員（平成20年静岡市条例第19号）第12条第1項に基づき市の
復興まちづくりの助言を行うこととする。

（協定の目的）

第1条 甲は、被災地の復興まちづくりの助言を行うことにより、市民の生活の安定を図るとともに、被災地の復興まちづくりの推進を図ることに努めることとする。

（協定の期間）

第2条 甲は、第1項の協力を提供することにより、市民の生活の安定を図るとともに、被災地の復興まちづくりの推進を図ることに努めることとする。

（協定の費用）

第3条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な経費を負担するものとする。

（協定の責任）

第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

静岡市

社団法人全日本土地区画整理士会静岡県支部

死亡した場合は、その遺族加入する災害補償保険等により給付される。

災害時における市民への復興まちづくりの助言
に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と社団法人全日本土地区画整理士会静岡県支部（以下「乙」という。）は、災害時における市民への復興まちづくりの助言（以下「助言」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（助言の要請等）

第1条 甲は、静岡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、助言を行うよう協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して助言を行う。

3 甲が、第1項の協力を要請することができる期間は、災害が発生した日から静岡市震災による被災市街地復興整備条例（平成20年静岡市条例第16号）第12条第1項に基づき甲が都市復興基本計画を策定し、公表する日までとする。

（助言の対象）

第2条 乙は、前条第1項の要請があったときは、甲が別に定める静岡市都市復興基本計画策定行動指針に基づき、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に助言することとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣される乙の会員の人件費及び旅費を負担しない。

2 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会）

第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、助言を行うことにより知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。助言の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、助言を行う乙の会員が当該助言を行うことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(細目)

第8条 助言に関する細目は、甲、乙協議の上、別途、甲が定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成22年6月29日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長

小嶋善吉



静岡市駿河区新川一丁目2番21号

玉野総合コンサルタント(株)静岡支店内(事務局)

乙

社団法人全日本土地地区画整理士会静岡県支部

支部長

照井俊政

